

第81号議案 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都において、東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）におけるインクルーシブ保育を推進するため、令和7年4月1日付で東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号、以下「都基準条例」という。）、同条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）が改正された。これに伴い、都基準条例および同条例施行規則を参酌し定めている品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例を改正する必要があるため。

2 改正内容

従来、東京都認証保育所と児童発達支援センターの専従の人員の兼務は不可で、それぞれに保育・療育を行っていた。先般、都基準条例および同条例施行規則が改正され、保育所、児童発達支援センターの基準（職員配置、面積等）を満たした上で、利用児童の保育および障害児の支援に支障が生じない場合に限り、それぞれの施設が交流（一緒に過ごす時間をもつこと）を行う場合に、専従の人員を兼務して一体的な支援を行うことが可能（インクルーシブ保育）とする。

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

公布の日

(別紙) 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第8条(略)</p> <p><u>(児童発達支援センターの職員)</u></p> <p><u>第9条 児童発達支援センターは、認証保育所(法第35条第4項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証したものをいう。)に入所している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>第1項～第4項(略)</p> <p>5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、省令第33条第2項本文の規定により算定した保育士の数が1人となる場合には、第7条の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。</p>	<p>第1条～第8条(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>第1項～第4項(略)</p> <p>5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)または家庭的保育事業等<u>(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)</u>が不足していることに鑑み、省令第33条第2項本文の規定により算定した保育士の数が1人となる場合には、第7条の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。</p>

改正後	現 行
第6項～第8項（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第6項～第8項（略）